

設置要綱の一部改正について

令和 5 年 4 月に改正された道路運送法の施行に伴い、令和 5 年 10 月 1 日以降、運賃等の協議を行う際は、地域公共交通会議ではなく道路運送法第 9 条第 4 項で規定する協議会において協議を行うこととなりました。

このたび、設置要綱を一部改正し、運賃・料金に係る協議を行うため、新たに「運賃協議会」を設置するものです。

また、今回の要綱改正にあわせて、会議を円滑に実施するため開催要件や議決方法等に関する見直しを行いました。(別紙 1、別紙 2)

1 道路運送法施行に伴う改正

法改正前 (～R5. 9. 30)

デマンド交通等の協議運賃は、芳賀町地域公共交通会議の全体で協議

法改正後 (R5. 10. 1～)

【道路運送法第 9 条第 4 項概要】

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- (1) 市町村又は都道府県
- (2) 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 地方運輸局長
- (4) 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

【道路運送法第 9 条第 5 項概要】

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者、その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

2 その他の主な改正内容

- ・ 会議の議長について、委員の負担軽減や発言機会の創出の観点から、指名制ではなく会長を議長とする。(第 6 条 1 項関係)
- ・ 会議の成立要件、議決方法についての明確な定めがないため、これらについて明記する。(第 6 条第 2 項、第 3 項関係)